

西三河都市計画事業
刈谷野田北部土地区画整理事業

住所変更手続の手引き

令和8年7月

刈 谷 市

はじめに

西三河都市計画事業刈谷野田北部土地区画整理事業は、令和8年10月9日（金）に換地処分の公告を予定しており、その翌日（10月10日）から施行区域内にある全ての土地に新しい地番が振られます。

このことに伴い、皆様に住所等の変更手続きを行っていただくものがあります。

この手引きでは、住所変更に伴う代表的な手続きをご案内いたしますので、該当する項目をご確認いただき、住所変更に係る手引としてご活用ください。

なお、記載されていること以外にも、変更手続きが必要な場合がありますので、ご自身が契約を結ばれている各機関にご確認の上、所定の手続きをお願いします。

※換地処分公告日は状況により、変更（延期）になる可能性があります。

目 次

1. 皆様にお届けするもの・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2. 新しい住所の表示について・・・・・・・・・・	P2
3. 郵便局の取り扱いについて・・・・・・・・・・	P2
4. 変更手続き時期について・・・・・・・・・・	P2
5. 住民票等のコンビニ交付について・・・・・・・・	P2
6. 主な住所変更手続一覧（市役所）	
① ご自身で市役所での手続きが必要なもの	P3
② 市役所が新しい住所に変更するもの（手続不要）	P4
7. 主な住所変更手続一覧（市役所以外）	P5

1. 皆様にお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの

書類等の名称	説明	問合せ先
住所変更手続きの手引き	この冊子です。	刈谷市 市街地整備課 区画整理業務係 ☎0566-62-1025
住所番地変更のお知らせ	令和8年10月10日（土）以降の新しい住所が記載されています。 <u>※この通知を証明書として使用することはできません。</u>	
マイナンバーカードの券面記載事項変更手続きについて	マイナンバーカードの券面記載事項変更手続きについて、詳細内容が記載されています。	刈谷市 市民課 マイナンバーカード交付係 ☎ 0566-95-0009

◆ 令和8年8月中までにお届けするもの

書類等の名称	説明	問合せ先
本籍地番変更のお知らせ	令和8年10月10日（土）以降の新しい本籍地が記載されています。 <u>※施行区域内の地番に本籍を置いていた方のみ対象です。</u> <u>※この通知を証明書として使用することはできません。</u>	刈谷市 市民課 戸籍係 ☎ 0566-62-1009

◆ 令和8年10月13日（火）以降にお届けするもの

書類等の名称	説明	問合せ先
住所変更証明書	新しい住所を記載した証明書です。各種住所の変更手続きに使用できます。	刈谷市 市街地整備課 区画整理業務係 ☎0566-62-1025
本籍地変更証明書	新しい本籍地を記載した証明書です。各種本籍地の変更手続きに使用できます。 <u>※施行区域内の地番に本籍を置いていた方のみ対象です。</u>	刈谷市 市民課 戸籍係 ☎ 0566-62-1009
住所変更のお知らせ用はがき	新しい住所を各所へお知らせいただけるよう、郵便局から1世帯あたり50枚が無料配布されます。 使用される際は、別添の封筒にまとめて入れるか輪ゴム等によりまとめた上、お近くの郵便局または郵便ポストへ投函してください。（切手等不要） 詳細については、刈谷郵便局にお問い合わせください。	刈谷郵便局 ☎0570-031-081

2. 新しい住所の表示について

令和8年10月10日（土）以降は新地番で住所を表します。新住所については、同封した「住所番変更のお知らせ」をご確認ください。

住所	変更前	刈谷市	野田町石仏	〇〇番地〇
	変更後	刈谷市	野田新町3丁目	□□□番地

※ 方書の変更はございません。

3. 郵便局の取り扱いについて

■郵便物の配達について

令和8年10月10日（土）から約1年間は、郵便局の転送サービスによってこれまでの住所のままで郵便物が届きます。また、郵便局への住所変更手続の必要はございません。

■郵便番号について

郵便番号については、次のとおりとなります。

野田新町3丁目	〒448-0862
---------	-----------

※ 野田新町1丁目2丁目と同じ郵便番号です。

4. 変更手続時期について

令和8年10月10日（土）以降に住所等の変更手続が可能になります。証明書が必要な手続については、10月13日（火）以降に住所及び本籍の変更証明書を郵送しますので、お手元に届きましたら、手続を行ってください。

5. 住民票等のコンビニ交付について

刈谷市に住民登録のある方や本籍のある方は、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を取得できますが、市の住所等の変更処理のため、10月10日（土）から11日（日）までの期間は証明書の取得をお控えください。

詳細については、市民課戸籍係（0566-62-1009）にお問い合わせください。

6. 主な住所変更手続一覧（市役所）

換地処分の公告日の翌日（令和8年10月10日）以降に、市役所で行う主な住所変更手続の一覧を掲載しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

なお、本手続の一覧は 手続の全てを網羅しているわけではありませんのでご了承ください。

必要書類等につきましても、各事情により異なる場合がありますので、詳細につきましては、届出・問合せ先にご確認いただきますようお願いいたします。また、本人以外が手続する場合は委任状等が必要となる場合があります。

①ご自身で市役所での手続が**必要**なもの

項目	変更箇所	届け出・問合せ先	手続時期	必要書類
マイナンバーカード・特定在留カード・特定特別永住者証明書の券面更新手続（署名用電子証明書更新含む）	券面変更欄、カード内住所情報、電子証明書発行	市民課 マイナンバーカード交付係 ☎ 0566-95-0009	変更後すみやかに	詳細は同封している【マイナンバーカードの券面記載事項変更手続について】をご確認ください。
身体障害者手帳	住所欄	福祉総務課 障害給付係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	身体障害者手帳
療育手帳	住所欄	福祉総務課 障害給付係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	療育手帳
精神障害者保健福祉手帳	住所欄	福祉総務課 障害給付係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	精神障害者保健福祉手帳
自立支援医療受給者証（精神通院）	住所欄	福祉総務課 障害給付係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	自立支援医療受給者証（精神通院）
自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療）	住所欄	福祉総務課 障害企画係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療）
特別障害者手当	住所欄	福祉総務課 障害給付係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	なし
障害児福祉手当	住所欄	福祉総務課 障害給付係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	なし
経過的福祉手当	住所欄	福祉総務課 障害給付係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	なし
特別児童扶養手当	住所欄	福祉総務課 障害給付係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	なし
愛知県在宅重度障害者手当	住所欄	福祉総務課 障害給付係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	なし
障害福祉サービス	住所欄	福祉総務課 障害給付係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	受給者証
障害児通所支援	住所欄	福祉総務課 障害給付係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	受給者証
地域生活支援事業	住所欄	福祉総務課 障害企画係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	受給者証
有料道路通行料金の割引	住所欄	福祉総務課 普及支援係 ☎ 0566-62-1208	変更後すみやかに	障害者手帳、ETC割引を受けている車の車検証

②市役所が新しい住所に変更するもの（**手続不要**）

項目		変更箇所	届け出・問合せ先	備考
市役所	住民票	住所欄、本籍欄	市民課 戸籍係 ☎ 0566-62-1009	市で書き換えるため、手続は不要です。
	印鑑登録	住所欄	市民課 市民係 ☎ 0566-62-1009	市で書き換えるため、手続は不要です。
	戸籍簿	本籍欄	市民課 戸籍係 ☎ 0566-62-1009	市で書き換えるため、手続は不要です。
	戸籍の附票	住所欄	市民課 戸籍係 ☎ 0566-62-1009	市で書き換えるため、手続は不要です。
	刈谷市青山斎園納骨壇使用許可書再交付（書替）申請	使用者の住所欄	市民課 管理係 ☎ 0566-95-0006	市で書き換えるため、手続は不要です。 ※後日、市から新しいものを送付します。
	刈谷市青山斎園納墓園使用許可書再交付（書替）申請	使用者の住所欄	市民課 管理係 ☎ 0566-95-0006	市で書き換えるため、手続は不要です。
	国民健康保険に係る各種証	住所欄	国保年金課 国民健康保険係 ☎ 0566-62-1206	市で書き換えるため、手続は不要です。 ※後日、市から新しいものを送付します。
	福祉医療費受給者証（子ども医療等）	住所欄	国保年金課 医療係 ☎ 0566-62-1207	市で書き換えるため、手続は不要です。 ※後日、市から新しいものを送付します。
	介護保険被保険者証	住所欄	長寿課 介護認定給付係 ☎ 0566-62-1013	市で書き換えるため、手続は不要です。 ※後日、市から新しいものを送付します。
	介護保険負担割合証	住所欄	長寿課 介護認定給付係 ☎ 0566-62-1013	市で書き換えるため、手続は不要です。 ※後日、市から新しいものを送付します。
	介護保険負担限度額認定証	住所欄	長寿課 介護認定給付係 ☎ 0566-62-1013	市で書き換えるため、手続は不要です。 ※後日、市から新しいものを送付します。
	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	住所欄	長寿課 介護認定給付係 ☎ 0566-62-1013	市で書き換えるため、手続は不要です。 ※後日、市から新しいものを送付します。
	居宅サービス等利用者負担額助成制度	住所欄	長寿課 介護認定給付係 ☎ 0566-62-1013	市で書き換えるため、手続は不要です。 ※後日、市から新しいものを送付します。
	固定資産税課税台帳	住所欄	税務課 土地係 家屋係 ☎ 0566-62-1008	市で書き換えるため、手続は不要です。
	上水道に関する住所、所在地の変更の届出	住所欄、所在地欄	水道課 総務係 ☎ 0566-62-1028	市で書き換えるため、手続は不要です。
	下水道に関する住所、所在地の変更の届出	住所欄、所在地欄	下水道課 業務係 ☎ 0566-62-1029	市で書き換えるため、手続は不要です。
	刈谷土地改良区組合員資格得喪通知書	住所欄	農政課 土地改良指導係 ☎ 0566-62-1020	市で書き換えるため、手続は不要です。
	災害時井戸水提供の家	住所欄	危機管理課 危機管理係 ☎ 0566-62-1190	市で書き換えるため、手続は不要です。
	刈谷市公共施設予約案内システム	住所欄	生涯学習課 施設係 ☎ 0566-62-1036	市で書き換えるため、手続は不要です。
	図書館システム	住所欄	中央図書館 ☎ 0566-25-6000	市で書き換えるため、手続は不要です。
	飼い犬に関する住所、所在地の変更の届出	住所欄、所在地欄	環境推進課 環境保全係 ☎ 0566-62-1017	市で書き換えるため、手続は不要です。

7. 主な住所変更手続一覧（市役所以外）

換地処分のお知らせに伴い、市役所以外でも住所の変更手続が必要となるものがあります。主な住所変更の一覧をご案内しますので、今後の手続にお役立てください。

なお、本手続の一覧は手続の全てを網羅しているわけではありませんのでご了承ください。

項目		変更箇所	届け出・問合せ先	手続時期	備考
法務局	土地・建物登記事項の権利部 ※表題部は市が法務局で書き換えます。	所有者の住所	不動産の所在地を管轄する法務局 刈谷市内の土地・建物の場合は 名古屋法務局刈谷支局 ☎ 0566-21-0086 (自動音声①→②)	登記手続停止期間終了後に変更手続を行ってください。 ※換地処分のお知らせの翌日から2年以内の申請が義務となっております。	登記手続に関する専門的な知識をお持ちでない方がご自身で登記申請をする場合は登記手続案内が必要になります。登記手続案内は <u>予約制</u> となっておりますので、 <u>事前に法務局に電話予約</u> をしてください。 必要書類等も法務局にご確認ください。
	国民年金、厚生年金	住所	刈谷年金事務所 ☎ 0566-21-2110 (自動音声①→②)	日本年金機構では、 <u>自動的に住所が変更されるため、手続は不要です。</u> ただし、住民基本台帳による年金の住所更新を停止する申出をされた方など、住所変更届が必要な方もいます。手続が必要か確認される場合は、刈谷年金事務所へお問い合わせください。	
自動車関係	自動車運転免許証	住所	刈谷警察署 ☎ 0566-22-0110 又は愛知県運転免許試験場 ☎ 052-801-3211	変更後すみやかに	詳細は、届出・問合せ先にご確認ください。
	自動車車検証 軽自動車届出済証	住所	中部運輸局愛知運輸支局（西三河自動車検査登録事務所） ☎ 050-5540-2047	変更後すみやかに	詳細は、届出・問合せ先にご確認ください。
	自動車車検証（軽自動車）	住所	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 三河支所 ☎ 050-3816-1772	変更後すみやかに	詳細は、届出・問合せ先にご確認ください。
その他	共済年金や各年金基金の受給者	住所	それぞれの機関にお問い合わせください。		
	電力会社、電話会社、ガス会社インターネット会社など	住所	各事業所、契約会社等へ直接お問い合わせください。		
	預金通帳、定期預金証書、預かり資産、クレジット会社、キャッシュカードなど	住所	各事業所、契約会社等へ直接お問い合わせください。		
	生命保険、損害保険、自動車保険など	住所	各事業所、契約会社等へ直接お問い合わせください。		
	各種許可証など	住所	各事業所、契約会社等へ直接お問い合わせください。		